

# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の実施状況と データ提供の新たな取組について

総務省 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官付  
統計企画管理官補佐 植松 良和

## 1. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進するために定めるものであり、平成26年3月26日に第Ⅱ期となる基本計画が閣議決定された（計画期間は、平成26年4月からの5年間）。

## 2. 「公的統計データの二次的利用」について

公的な統計調査によって集められた情報は、調査対象の秘密の保護及び統計調査に対する国民の信頼確保のため、原則としてその行った統計調査の目的に沿った利用（一次利用）のみが認められており、それ以外の利用は禁止されている（統計法第40条）。

一方、当初の統計調査の目的以外での統計データの利用（新たな統計作成や学術研究等への活用）が公益に資する場合もあり、統計法で定める特別の場合には例外的に二次的な利用が認められる（統計法第3章「調査票情報等の利用及び提供」（第32条～第38条））。

平成19年の統計法全面改正では、調査票情報の提供について、利用促進のための手続の簡素化等を目的として、承認基準を明確にした上で、総務大臣が一元的に行っていた承認審査を各統計調査の実施者に委ねることとされ、また、新たな利用形態であるオーダーメイド集計と匿名データが追加されるといった統計データの利用拡大が図られることとなった。

## 3. データ提供の新たな取組みについて

基本計画においては、統計データの二次的利用について、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案し、①オーダーメイド集計における利用条件の見直し、②調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計の実現に向けた整理・検討などの取組を行うとしている。

また、公表統計についても、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」のAPI機能やGIS機能等の提供・充実など、統計データのオープン化の取組を一層推進することとしている。

### 参考文献

(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日 閣議決定）

(2) 平成26年度 統計法施行状況報告（平成27年6月25日 総務省政策統括官（統計基準担当））